

県立広島病院の跡地における土地活用の在り方検討業務委託仕様書

1 業務の名称

県立広島病院の跡地における土地活用の在り方検討業務

2 業務の目的

本県では、新病院を東区二葉の里地区に整備することとしており、現在の県立広島病院（南区宇品神田）は、令和 12（2030）年度を目途に新病院に移転・統合することを検討している。

令和5（2023）年9月に策定した「県立広島病院跡地活用の方向性」においては、必要な「医療」「介護」「福祉」サービスを受けることができる体制を整えること、防災体制の充実強化、「賑わい」「健康づくり」「子育て」等の機能整備を検討することとしている。この実現に向けて、更なる検討・整理を行うことを目的とする。

3 対象地及び対象施設

県立広島病院は、JR 広島駅の南方約 3.5km（直線）に位置し、東側には県立広島大学広島キャンパスが隣接している。また、県立広島大学広島キャンパスの南側に職員駐車場を設置している。病院敷地内には、病院施設として 7 棟の既存建物があり、その他に保育所施設が南西角に設置されている。

■ 県立広島病院敷地

所在地	広島県広島市南区宇品神田1丁目5-54
敷地面積	25,325.30㎡
地目	宅地ほか
交通アクセス (公共交通)	広島電鉄「県病院前」駅下車 徒歩3分 まちのわーく「県病院前」バス停下車 徒歩1分
交通アクセス (自動車)	広島高速2号線仁保ICより約8分 広島高速3号線宇品ICより約3分

■ 職員停車場敷地

所在地	広島県広島市南区宇品東1丁目3-3
敷地面積	1,675㎡
地目	雑種地

■ 位置図



■ 既存建物概要

建物名称	用途	構造	建築年	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
中央棟	外来・検査・病棟等	S造8階建	H7年	6,003.37	36,136.68
南棟	病棟等	SRC造7階建 (一部RC造)	S47年	1,632.52	10,446.15
東棟	放射線科、厨房、 手術室	RC造3階建	S53年	1,699.53	6,688.25
管理棟	委員長室、総務課、 医局、会議室等	RC造5階建	S60年	596.75	2,846.96
北棟	カルテ庫、管財課、 図書室、会議室、 控室、講堂等	RC造5階建	S43年	913.86	4,426.71
新東棟	緩和ケアセンター等	S造3階建	H16年	1,449.74	4,087.54
ガバナ－室	都市ガス制圧器	RC造1階建	S52年	79.58	79.58

■ 配置図



4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

受託者は、次に掲げる県立広島病院の跡地における土地活用の在り方に関連する業務を行う。

- (1) 跡地（土地・建物）の売却に当たっての手法の整理
更地及び建付地などの売却手法について、スケジュール、価格、確実性などを比較検討し、整理すること。
- (2) 売却に当たっての事業者選定の手法の整理（事前のサウンディングなど含む）
サウンディング型市場調査及び先進事例等を踏まえ、事業者の参画意向や、導入可能な機能・規模等を調査し、売却先となる事業者の選定手法を整理すること。
- (3) 売却時の手続き（土壌汚染などが明らかになるなど）などの整理
各種法令に基づき必要となる事前調査（土壌汚染調査、埋蔵文化財調査等）、その他考慮すべき行政計画等）を整理すること。
- (4) 跡地に必要な機能（介護・福祉、賑わい、健康づくり、子育てなど）の精査
跡地に必要な機能（医療を除く。）について、地域の現状を踏まえ、将来的に必要なであると考えられる機能の精査を行うこと。なお、精査に当たっては、現在や将来的な需要だけではなく、供給、アクセス及び跡地周辺資源の有効活用の視点も踏まえること。
- (5) 基本構想策定に係る支援
(1)から(4)の業務を踏まえ、「県立広島病院跡地活用に係る基本構想」（跡地活用の基本的な考え方）の策定を支援すること。
- (6) 報告書のとりまとめ
報告書2部及びこれに係る電子データを提出する。

6 実績報告

受託者は、業務完了日から10日以内に業務完了報告書（任意の報告書及び収支清算書）を提出すること。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属
本業務による得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- (2) 秘密保持
ア 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
イ 受託者は、本業務で知り得た県や地域団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。